

一般社団法人みんなの家みんな 事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みんなの家みんな（以下「この法人」という。）この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 この法人は、法人運営と取りまとめるため事務局を設置する。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、事務処理を行う事務局長ならびに必要な職員を置く。

2 事務局長は、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務職員は、事務局長の指示を受けて事務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事もしくは理事会の決裁を経なければならない。

(規格外の対応)

第7条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。